

子ども・子育て会議（第39回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第39回）

議 事 次 第

日 時 平成30年11月22日（木）14:59～16:39

場 所 TKP新橋カンファレンスセンター 2階ホール2A

1．開 会

2．議 事

（ 1 ）公定価格について

（ 2 ）その他

3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第39回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございました。

初めに、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 秋田喜代美委員、新山裕之委員、太田彩子委員、大日向雅美委員、奥山千鶴子委員、小塩隆士委員、古口達也委員、佐藤栄一委員、蜂谷真弓委員、高木宏幸委員におかれては、所用により御欠席です。

柏女霊峰委員、平川俊夫専門委員におかれては、おくれたの出席ということでございます。

王寺委員におかれては田頭代理人、駒崎委員におかれては宮村代理人、徳倉委員におかれては高祖代理人、東出委員におかれては佐藤代理人、村岡委員におかれては西田代理人、山内委員におかれては高橋代理人に、それぞれ御出席いただいております。

本日、25名のうち代理人の方も含めて16名の御出席ということで、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

ここでカメラ撮りの方におかれては退席をよろしくをお願いいたします。カメラ撮りはここまでということでよろしくをお願いいたします。

(報道関係者退室)

無藤会長 ありがとうございました。

資料につきましては議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料2までお配りしてございます。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきますが、本日の予定ですけれども、「公定価格について」「その他」ということにまとめてございますので、一括して事務局からの御説明を受けた後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 資料1を御参照いただきたいと思います。

幼児教育無償化に伴う食材料費の見直しということで、これまで御議論を賜ってまいりました。

1ページをごらんいただき、食材料費のうち副食費の取り扱いに関する方向性ということで、事務局としての案ということです。

食材料費の取扱いは、これまで基本的に実費徴収または保育料の一部として、どちらかの方法によって保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たりましても、この考え方を維持、継続することを基本としてはどうかということで考えております。

破線の中を見ていただきまして、1号認定子供の幼稚園の方、それから、2号認定子供の保育所等の3歳から5歳の方々については、主食費、副食費ともに施設による実費徴収を基本として負担方法をそろえるということとした上で、矢印のところを見ていただきまして、負担方法は変わらないけれども、保護者負担することはこれまでと変わらないとい

うこととした上で、この矢印の2つございます。現在、この副食費を免除されている生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格の中で加算ということで副食費の免除を継続していくということ。さらにということで、下の矢印です。この副食費の免除対象については拡充していくことを検討していったらどうか。低所得者対策を拡充していったらどうかということで考えております。

次の ですが、3号認定子供、0歳から2歳の保育所等のお子さんですが、今回の無償化が住民税非課税世帯ということで限定されていることですので、現行の取り扱いを継続することとしてはどうかということですが、

下にイメージ図をつけて、これまでも何度か御説明しているとおりです。

2ページに(2)ということで取り扱いの見直しということに伴う、幾つか課題があるかなと私ども受けとめております。

1つ目のポツとしては、特に利用調整により利用施設が決まる保育所の3歳から5歳のお子さんについては特にということで、食材料費の負担が著しく高額にならないようなことも検討すべきではないか。

2つ目のポツですが、食材料費の取り扱いの見直し、負担の方法が変わるとということ、それから、生活保護世帯やひとり親世帯、さらに免除対象も拡充していくことについて、保護者に向けて丁寧に周知をしていく。混乱がないように周知していくことが必要ではないか。

3番目に、食材料費の見える化による保護者の関心の高まり、あるいは施設の説明責任の明確化を通じまして、アレルギー対応、それから、保護者の方々に対する栄養に関する助言指導といったことなど、食育の充実につなげる方策の検討が必要ではないか。このような課題を我々としては考えております。

3ページは、子ども・子育て会議における皆様方のこれまでの御意見、主なものをまとめてございます。

4ページは、これまで御説明した資料ですので、割愛させていただきます。

9ページは、公定価格のそのほかの課題ということですが、

(1)2019年度の公定価格の対応の方向性の案ということで、事務局としての案ですが、は保育所等の体制充実ということで、食材料費に関する見直しとの関連ですが、食育の充実につなげる方策が必要ではないかというのが我々は課題と受けとめておりますが、その一環としまして保育所等の保育士や栄養士の体制の充実を図っていく。各種の加算について充実を図っていくということですが、

ですが、処遇改善の推進等ということで、既に御案内を何度かしておりますが、来年4月から1%の賃上げを行うということで、これは既に昨年新しい経済政策パッケージの中で盛り込まれている事項です。

来年10月からの消費税引き上げに伴う公定価格の引き上げ。各種の物品購入費とかそういったものも上がっていく、それに伴うものという機械的なものです。

3番目の職員配置の実態に応じた加算化ということで、 にありますとおり前回の子ども・子育て会議でも財制審からの指摘ということで御紹介させて、後ろのほうに別添資料をつけてございますが、そういった御指摘を受けまして1号認定子供、幼稚園等の基本分単価に含まれている非常勤講師の配置について、配置実態を踏まえて実際に配置されている場合に加算するというような基本分単価から加算のほうに変えるというようなことです。

4番目は、この子ども・子育て会議におきまして御指摘を受けてまいりました運用改善ということで、居宅訪問型保育、医療的ケアが必要な障害児に対するサービスということで、27年度に創設された居宅訪問型保育事業ですが、見直しをしていくということです。後で資料で御説明させていただきます。

(2)で上記以外の事項ということです。来年度実施予定の次回の経営実態調査を行った上で、その結果に基づきまして子ども・子育て支援新制度施行後の5年後の見直しという議論も今、同時にさせていただいてございますので、そういったものも加味した上で2020年度の公定価格における対応ということで考えたい、引き続き議論をしていきたいということです。

10ページは先ほどの の話ですので、職員配置の実態に応じた加算化。基本分単価から加算のほうに持っていくということです。

11ページ、居宅訪問型保育事業について日割り、月割りという話がここの場でも何度か議論がございました。おさらいをさせていただきますと、この(1)(2)ですが、イメージ図を先に見ていただきますと、居宅訪問型事業に関する給付の仕方として、左のような形で週1日から週6日までの実際の活動の状況に応じて給付額に傾斜がありますが、右の矢印に傾斜をなだらかな形にして、一定の固定的な経費というものも配慮したような事業者への給付の方法に変えていくということで、まだまだこの居宅訪問型保育事業という制度が創設されて事業者の参入が少ないという状況でもございますので、こういった形に変えていくということです。

12ページ以降は、前回お配りした資料です。

続きまして、資料2をごらんいただきまして、これもこちらの場で何度か御意見をいただいている、経過報告ということも兼ねて御説明させていただきます。

平成29年度からスタートした、2年目の処遇改善加算 の研修要件です。処遇改善加算の研修要件については、2021年度までの間は要件は課さないということにしてございますが、各施設ごとに以下の破線囲みの中にあるような3つの類型ごとの実施方針をお示ししております。幼稚園だとか保育所だとか、そういったそれぞれの研修の実態とか特徴というものを踏まえた、なるべく混乱しないように実態、特徴を生かした形で実施していただきたいということで御案内しているところです。

幼稚園、保育所、認定こども園、1ポツ、2ポツ、3ポツということでお示ししているところですが、破線の下のところを見ていただき、これらの方針はばらばらに自治体にお示した、タイミングとして五月雨式にお示したということもございますので、各自治

体への周知は進んでいないということもあります。また、自治体によっては幼稚園、認定こども園の団体が行う研修を認めないというケースがあるということも伺っております。そのため、これらの方針について現在の検討状況を盛り込みつつ、改めて3府省連名で自治体のほうに、担当の方々になるべく早い時期に通知をしたいということです。

下に参考と小さい字で書いてございます。正式な通知の発出に当たりましては、現在の検討状況ということで、
、
とあります。は保育所で働いていらっしゃる方が幼稚園教諭免許状の更新講習を受講した場合に、加算の研修として認めるかどうかという点。

は加算の研修として認める園内研修、各園で行われている研修をどこまで範囲として認めるか、どうやって確認するかという点。としては加算が創設される前に、同様の研修を受講していた場合にどこまでさかのぼってそれを認めるかといったこと。このほか各種研修体系の横断的な事項の取り扱いについて、加算の研修がより効率的に実施できるように、文部科学省の教育人材政策課とも連携しながら方策を検討しているところです。

資料3、総務省の行政評価局から各行政分野に対しまして勧告がなされる一環として子育て支援の分野、特に安全対策ということで勧告を11月9日にいただいております。

2ページを見ていただきますと、保育施設の重大事項対策ということです。表を見ていただきますと、例えば睡眠中の0歳児の呼吸の点検、プレスチェックといったところが、これは認可施設と認可外保育施設トータルで調査されておりますが、実施されていなかった園が全体の5%あったということ。それから、例えば誤嚥というところがありますが、食事時の誤嚥事故防止のための食材の点検といったところが、総務省の調査した各園の中で6%のところの実施されていなかった。一番下のところで食物アレルギー事故防止のためのアレルギー児の把握といったところ。食物アレルギー事故防止のための誤嚥防止措置、それぞれ未実施の施設も幾つかあったというような調査結果です。右のところでは救命救急の各種の講習がありますが、そういったところに参加している施設、参加していない施設も結構ありますというような調査結果です。

3ページの右のところでは勧告ということで幾つか、特に自治体に対し、自治体が各園を監査される場面がありますので、監査される場面でこういったところを周知して、アドバイスをし、指摘をしてくださいというような勧告をいただいております。

次の2番のところでは例えば、保育施設等で発生した事故の的確な把握ということで、幾つか報告漏れのようなケースがあったということですので、同じように右のところでは主な勧告ということで自治体におきまして各園に監査した、現場に入ったときに報告漏れがないようにということを要請していただきたいということです。

4ページは処遇改善加算です。賃上げの加算の確認をするということになってまいりますので、矢印のところでは見ていただきますと、一人一人の賃金改善の状況ということを見ていくような自治体もございまして、右のところではございますように賃金台帳等を活用しながら、賃上げが徹底されているかということを確認していただきたいということです。青い二重四角のところのような余りよくない例が、せっかく賃上げ加算をしても賃

上げ加算が特定の人に偏った形で実施されている。総額では賃金総額は上がっているけれども、一人一人で見たときに偏っているという事例があったということです。

4番が保護者に対する情報開示ということで、こういった点についても各種の掲示あるいは書面交付といったところが必ずしも十分ではない園があるので、そういった点も各自自治体が監査するような機会に、守られるように要請してくださいというような勧告をいただいております。

以上でございます。

田村子育て支援課長 放課後児童健全育成事業に係る地方分権提案についてでございます。

資料4をごらんいただきたいと思います。今週の月曜日、11月19日でございます。地方分権改革有識者会議において、資料4としてお配りしておりますとおり、閣議決定案として地方からの提案等に関する対応方針が示されましたので、その御報告、御説明をいたします。

2枚目に参考資料をつけております。既に御案内のとおりでございますけれども、平成29年、昨年度の地方からの提案等に関する対応方針ということで、昨年末、閣議決定されたものがこの上のところに書いてございます。放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子供の安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて地方分権の議論の場において検討し、30年度中に結論を得るとされていたところでございます。

児童福祉法において市町村が放課後児童健全育成事業を実施する場合、設備及び運営について条例で基準を定めることになってございます。資料の中央に児童福祉法の抜粋がございますけれども、市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するということになってございます。

この従うべき基準の具体的内容としては、下の設備及び運営基準にございますけれども、支援員の数というのは支援の単位ごとに2人以上。それから、資格のところでございますけれども、次の各号になっていますが、各号というのは保育士であるとか教員等の有資格者もしくは実務経験のある方を指しているものでございますけれども、そういった方に該当する者であって都道府県知事が行う研修を修了した者となっております。

この提案につきましては、地方自治体から放課後児童クラブ事業について従うべき基準を遵守しながら必要な人員を確保することが難しい状況にあるという自治体が存在するということから、事業の維持継続またはニーズに応じた新たなクラブの創設に支障を来しているということから、参酌化について強い要望があったということでございます。これまで事業者や自治体の関係者の意見も踏まえつつ、その対応について検討をしてきたところでございますが、その結果、資料4の1枚目のところでございますけれども、その対応方針が示されたというものでございます。

ちょっと読み上げますが、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る従うべき基準については、現行の基準の内容を参酌すべき基準とする。なお、施行後3年をめどとして、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるところでございます。

当該提案について、地方自治体から放課後児童クラブ事業について、従うべき基準を遵守しながら必要な人員を確保するのが難しいところもあるという理由等から、参酌化について強い要望があったことに加えまして、現行の基準については平成26年、厚生労働省令として基準が制定されるまで厚生労働省が示したガイドラインを踏まえつつ、地域の実情に応じて事業が実施されてきたという経緯がございます。

こうしたこと等も踏まえつつ、現行の従うべき基準の内容自体は維持した上で、参酌する方法が放課後児童クラブの質の確保を行いながら事業の安定的かつ継続的な運営が図られるのではないかと考えたところでございます。ただし、その従うべき基準を参酌化した場合に、質の確保という点からどのような影響があるかしっかり検証していくことが必要と考えておりまして、厚生労働省としても継続的に実施状況を把握するとともに、施行状況に応じて必要な対応をとることも必要であることから、3年後に見直しの規定を設けたというところでございます。

最後に、一部報道で基準を撤廃するという事も書かれておりましたが、これは国の基準を撤廃するものではございません。今回の措置は地方からの要望を踏まえて全国一律ではなくて、質の担保を図った上で自治体の責任と判断によって地域の実情に応じて運営を行うことを可能にしたという考え方でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして皆様方から御意見、御質問をお願いしたいと思います。いつもどおりでございますけれども、時間の関係上、お一人2分程度ということで御発言をお願いしたいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

それでは、柏女委員、お願いします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

放課後児童クラブの従うべき基準の参酌化について意見を2点、申し上げたいと思います。

1点目は、なぜこのように参酌化しなければならないのか。その他の対応がとれないのか。それらがこの子ども・子育て会議で議論できなかったことは、とても残念だということ。これが1つです。

2点目は、参酌基準となった場合の対応について申し上げたいと思います。

1点目ですけれども、放課後児童クラブは前回申し上げたとおり、学校の授業に匹敵する時間あるいはそれ以上の時間を親から離れて集団で過ごす場ということになります。そういう意味では子供の生命、人権保障、発達保障にとって非常に重要な場になります。児

童福祉施設と同じような位置づけで考えていかなければならないと思います。

そこで、この基準策定にかかわった者から言えば、その子供たちを見守る指導的職員の資格配置基準を国として責任を持って定めるということをしたほうがいいのではないか。これは施設でもそうなっているのに、保育所でもそうなので、こちらもそうすべきではないだろうか。それだけ親から離れて子供たちは暮らさなければいけないということになります。そして、職員は誰でもなれるという形にしてあるわけです。そうした職員を認定資格研修によって放課後児童支援員という指導的立場の職員にもしていくという形にしたわけでありまして、この研修については参考資料の11ページの自由記述欄を見るとおり、県内のさまざまな状況に細かく目配りをする中で実施できるはずであって、支援員の力量とミッションに大きく寄与していることも事実だと思います。また、この研修自体は紛れ込む可能性のある不適切な職員の発見の場でもあるわけですが、そうしたものを大事にしていこうということで義務化されたという経緯があります。

こうした子供の安全、人権保障にとって重要なことがこの会議で議論されず、放課後児童健全育成事業というのは施設ではなく事業だから、市町村の裁量性を広くすべきだといったような国と地方の関係のあり方をめぐるシステム論として処理されてしまうというのは極めて残念なことだと思います。これが1点目です。

2点目ですけれども、参酌基準というのは自治体が勝手に決めていいということではない。これは今、事務局から説明があったとおりです。これが実施されるときには参酌基準と異なる基準を自治体が作成した場合の合理的な根拠を必ず明示させるようにしてほしいということ。そして、その実態を把握したり見直しを進めてほしいということをお願いしたいと思います。

また、参酌基準と異なる対応をとったという合理的な根拠について、住民にも、あるいは利用者にも、事業者にもしっかりと説明してほしいと思います。今この基準の中で1支援の単位はおおむね40人以内とするというのは参酌基準になっておりますけれども、これをもちろん50、60にしている自治体もあるわけですが、その自治体の職員や利用者がなぜ60人にしなければならなかったのか。その理由について全く説明されていないということも聞いております。そういう意味では当事者にしっかりと説明をしていくことも大事だと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願いします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

本日は資料2にキャリアアップ研修の件について取り上げていただいて、本当にありがとうございます。また、この中で3府省の事務連絡を取り急ぎ各自治体の新制度担当者に周知いただくこと、また、今年度内のなるべく早い時期に3府省の通知として発出をいただく予定ということで、大変ありがたく思っています。

先ほど参事官からの御説明の中で、順次御案内しているところであるがというお話をいただいておりますけれども、実際に現場自治体の新制度担当者については、きょうお示しいただいた資料2の別紙に保育課長の実施についてというものは確実に届いて、そして、現場の中で保育所の研修構築がなされておりますが、別紙1の文科省の資料や内閣府の資料については、私はもちろん承知させていただいていますが、現場の自治体の方がこれを読み込んで実施しているというのは、そういう届き方はしておりません。それは厚労省の通知は先に出ておりましたけれども、その後は調整案件で3府省の中で調整を図らなければならないというところで非常に微妙な位置に入っていました。結果的にいろいろな都道府県で今も保育所研修しか認めないと担当官が言っている。別紙1の実施主体のところに私どもの団体も入っており、研修を従来から実施しているところですが、それがキャリアアップ研修として全く取り扱われずに保育所の研修を受けなければならないので、どうすればいいでしょうかということの御質問が連日、届いております。

今、申し上げたいのは、大変ありがたいお取り組みであるからこそスピード感をもっていただきたい。この取り急ぎというのがどれくらい取り急ぎなのかということです。この1週間のうちにも、これは今まであるものをまとめるだけですから、していただけるように御協議をスピード感持って進めていただきたいと思います。現場は本当に困っているということをお伝え申し上げます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず放課後児童健全育成事業に係る地方分権提案についての説明は、先ほど柏女委員が言われたことに私も賛同いたします。とても懸念をしております。

さて、私たちのほうでは意見書を提出しております。きょう示されました食材料費の取り扱いに関する方向性への意見については、以下のような取り扱いとしてはどうかということに関しては、改めて反対を表明したいと思います。

まず1点は、これまでもそうですが、副食費、3号認定子供の主食費、副食費については、この子ども・子育て支援新制度がスタートしたときに基本の事業費として積算をされていきました。事業費扱いの中に食材料費と保育材料費というものが位置づけられています。内閣府のホームページにある子ども・子育て支援新制度の資料の中にも、59ページで公定価格の基本構造のイメージの中にもしっかりと事業費として給食材料費、保育材料費というものを入っていました。そして、さらにはきょう出していただいた資料の5ページに利用者負担に関する関係条文が書かれています。この中で、これも内閣府のホームページの96ページ、実費徴収の整理のところ、利用者負担に関する関係条文の第13条の1項がここに書かれていませんが、13条の1項のところには基本負担額とされているものですが、ここは国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める額と言っています。これが

今の利用者負担額です。ですから現在、保護者が納めている利用者負担額は、この第13条1項の中の基本負担額として示されているところ。それから、その次の第3項のところは特定負担額、いわゆる上乗せ徴収と書かれているところです。そして、ここに書かれている第4項の3番目のところが実費徴収と書かれています。この実費徴収と書かれているところと第13条の第1項と同じようにしていくということ自体が、私にとっては理解できません。

何よりも私たち保育者にとっては、子供たちの生活と遊びというものが保育の質だと思ってきました。最大11時間長く園で生活する子供たちにとっては、この食も含めた保育の質というのはとても大切な事柄だと思っています。この保育の根幹に係るところを今度は実費徴収という言い方の中で、幼児教育の無償化の中で外出しにするということは、生活を豊かにするという観点からすると大きく改良している考え方だと思います。

そしてさらには、もしそれが今回どうしてもそれがそうでなければならないとすれば、今回は無償化の対象ではない3号認定子供、いわゆる0歳から1、2歳の子も考え方としては食材料費、例えばミルクにしても何にしても、これは本来は保護者が負担すべきお金ですよという言い方を飲み込むこととなります。これ自体も保育の長い歴史の中からは飲み込むことはできません。

以上の理由をもって、この食材料費を実費徴収、無償化の対象から外すということについては、改めて反対をしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤好美委員、お願いします。

佐藤好美委員 産経新聞、佐藤好美です。

大きく分けて3つ申し上げます。

1つ目は食材費の見直しについてです。方向性としては、私はこれでよいのではないかと思います。免除対象が拡充され、未収金対策としても期待されるのではないかと思います。保育士や栄養士の体制充実についてもよかったと思います。

2つ目です。行政評価なのですけれども、この資料は認可施設と認可外施設のデータが一緒になって報告されています。春に保育施設等における事故報告が出され、認可外保育施設の事故が多かったことは記憶に新しいところです。今回そういった施設も無償化の対象になります。国におかれましては、こちらにある例えば重大事故対策の監査の確認事項などを明確に位置づけるなど、よくよく対応をしていただきたいと思います。指導に従わないような施設であっても、5年間は無償化されることは非常に深刻な事態だと思います。監査対象のチェックすべき事項をクリアにさせていただいて、わかりやすくチェックし、そしてその指導がきちんと実現されるような仕組みを真剣に考えていただきたいと思います。

3つ目は処遇改善についてです。処遇改善のアウトプットといいますが、実際にどうなったかが確認されていないことは問題があるのではないかと思います。今回、同じ資料の

中で賃金台帳等の活用を図ることが記されています。こうしたことがきちんと徹底できるのであればそれでもいいのですけれども、あるいは経営実調と一緒に実際に上がったかどうか確認できるかどうかなど、制度としてできるかどうかあわせて御検討いただければと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、塚本委員、お願いいたします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

まず初めに私たちが保育の一環として行っております食育ということにつきまして、今回、無償化の対象外とされたことを佐藤秀樹委員と同じくとても残念に思っております。私の園でも離乳食あるいはアレルギー児への対応はもちろんのこと、食育の一環として実施しております栄養バイキング、クッキング、こういった取り組みを通して、子供たちに食に関するさまざまな知識あるいはその大切さを伝えています。

保育現場では、給食というのは単なる食事の提供ではなくて、保育の一環として実施していることをぜひ御理解いただきたいと改めて申し上げておきたいと思えます。

その上で、本日の資料1の1ページにございます食材料費の取り扱いに関する方向性につきましては、前回にも発言をさせていただきましたけれども、多くの保護者の方々は給食の食材料費を自己負担しているという実感はお持ちではありません。一方、今回の幼児教育、保育の無償化につきましては、来年10月から保育所、認定こども園、幼稚園、この3園を利用する3～5歳の子供たちの保育料については、完全無償化されるという御理解をされています。そうした中、今回の提示していただいた1号認定と2号認定の子供の主食費並びに副食費を保護者の方から徴収するという案は、全て無償化されると理解されていた保護者の期待を裏切るものであります。結果として保護者の方々の負担が増えてしまうことのないような配慮をお願いしたいと思えます。

また、資料の(2)の2つ目のポツに記載していただいておりますが、これは非常に重要だと思えます。保護者の方々に今回の提案内容を理解、納得していただくためのわかりやすいチラシのようなものをぜひお作りいただきたいと思えます。実際に保護者の方々に説明をし、また、質問にお答えするというのは私たち保育者ですから、全国全ての地域において私たち保育者が保護者の方々に正しく説明できるような国及び地方自治体の丁寧な対応をよろしくをお願いしたいと思えます。

また、給食費の実費徴収事務を保育現場に求めるということではありますが、事務負担が増えます。また、滞納のリスク、さらには以前にも申し上げておりますが、実費徴収ということで表現することにより発生する諸問題がございますので、そういったことで保育現場が混乱しないような十分な対策をあわせてお願いしたいと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

食材費の見直しについて、食材料費の見直しに対しては、1号認定児や私学助成幼稚園の家庭に対しても、保育所等の2号認定児とイコールフットイングの対応になっていると理解し、賛同いたします。

公定価格の対応の方向の2、保育所等の体制充実について、食育という面については保育所等の体制充実を私学助成の幼稚園を含めて、施設種別や類型を超えて充実することを望みますが、このたびの案については質向上に向けた案であるということで賛同いたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、中川委員、お願いします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。

放課後児童クラブの運営に携わる者として、先ほど御説明がございましたけれども、19日に開催されました地方分権改革の有識者会議で、放課後児童クラブの職員基準を緩和する方針が示されたことについてまた、現在、全国の都道府県で統一的に実施をされております放課後児童支援員認定資格研修の内容も自治体が柔軟に決められるようにする方向で検討するとの報道に接し、大きな戸惑いを感じております。

先ほど柏女委員からお話ございましたように、放課後児童クラブの基準に関してなぜこのような結果になってしまったのか、非常に大きな、私自身も戸惑いと不安を感じているところでございます。そもそも放課後児童クラブに従事する者及びその員数について従うべき基準としたことは、放課後児童クラブの第1の目的でございます子供たちの健全育成のためには、どのような職員がどのように必要なのか。そこが大変重要であるとの認識があったからだと思っております。つまり、子供たちの日々の遊びと生活を支援し、保護者や地域、関係機関との連携を図ることのできる確かな専門性を有した放課後児童支援員の資格を取得した職員が求められたのだと思っております。

また、員数につきましては、放課後児童クラブにおいて子供たちがリラックスして、安心安全に過ごすために、そして一人一人の子供たちをしっかりと見守り、支えていくためには、支援単位ごとに複数名の配置が必要だとされたのだと思っております。

放課後児童支援員の認定資格研修につきましては、放課後児童クラブの職員の皆さん方は、さまざまな背景をお持ちの方がいらっしゃる中、教員としての経験をお持ちの方、保育士、社会福祉士あるいは家庭で長きにわたって子育てをされた方、さまざまな背景の方が放課後児童支援員として仕事をされているわけですけれども、その方々をしっかりと放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業が目指すべき、そのあり方について御理解をいただき、全員で一線になって取り組んでいくために、この放課後児童支援員の認定資格研修というのは必要とされたのだと理解をしております。

放課後児童支援員を目指す全ての人々が受講すべき研修となっている。その意義は大きなものがあると思っております。

全国の放課後児童クラブの現場におきましては、この放課後児童健全育成事業の設備と運営に関する基準が施行されてからのこの4年間、厳しい人員体制の中、職員が助け合いながら協力して放課後児童支援員の認定資格研修を受講してきました。また、さまざまな諸条件、課題がある中、基準にのっとった運営を目指してきました。これはひとえにこの基準が、その目的としてうたっております放課後児童クラブの子供たちの健全な育成のためであります。

最後に、従うべき基準が示さんとしました放課後児童クラブのよりよいあり方について、今後、国で審議をされる参酌化の議論の中においても、この従うべき基準が示そうとした大切な観点を大切にいただきまして、審議をしていただけるようお願いを申し上げます。私の発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、水谷委員、お願いします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会政策委員長の水谷でございます。

数点、御意見を申し上げます。

まず、2019年度の公定価格の対応の方向についてです。処遇改善の推進、来年4月から1%の賃金引き上げ、これは一般企業の給与水準に近づけるという意味からも望ましい対応であると存じます。

2つ目、保育所等の体制充実について、これは質向上につながる御提案として賛同いたします。

3つ目、職員配置の実態に応じた加算化についても、適正な対応であると考えます。前回、提案させていただいたとおり、このほうがよいかと思えます。

次に、公定価格の適正化における施設類型別の収支差率についてですが、これは認定こども園においては施設によって1号認定と2号認定の在籍の比率が違います。それによって施設整備の補助額が大きく変わってきます。幼稚園由来の施設の場合は1号認定が多いという傾向もございますし、保育所の場合は2号認定、3号認定が多いということになりますので、そういう要素を含んでいるということでございます。一般的に1号認定が多く在籍する施設ほど施設整備の補助金がかかる傾向でございます。学校法人会計の基本金、これは余り聞きなれない言葉ですけれども、建てかえに向けた自己資金の積み立ての必要性が高くなってまいります。こういう実態及び学校法人会計の特殊性から見て、幼稚園、保育所、認定こども園といった施設類型の違いだけで収支差率の適否を論ずることは、妥当ではないと考えます。

また、認定こども園の中に学校法人会計、社会福祉法人会計、企業会計による施設が混在していますので、それぞれの特殊性に配慮した分析がぜひ必要ではないかと存じます。

次に、小規模保育等の協力園の不足について以前も意見を述べさせていただきました。

前回の子育て会議で示したことでございますが、小規模保育の協力園として2号認定の増加に伴い、公定価格の単価が下がることが協力園としての動機を下げるのではいかということを述べさせていただきましたが、このことについてもぜひ御検討いただきたいと存じます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、山本委員、お願いします。

山本委員 既に柏女委員、中川委員からもおっしゃっていただきましたが、私もまさに同じ思いであります。この場での議論がどのように反映されていったのかと考えたときに、非常に残念であります。

子ども・子育て支援制度とは、保育の質の確保を目的の一つとしてつくられたものであると認識しております。今回の見直しは、質を担保するための最低基準を引き下げるものではないでしょうか。新制度の趣旨に逆行するものであると考えます。人材が不足しているのであれば、子どもの発達に影響を及ぼしてもいいか。そういうことになるのではないかと思います。

何回も繰り返してここで申し上げておりますけれども、異年齢の複数の児童が放課後児童クラブでは同時に過ごしています。安全と保育の質を確保するため、従うべき基準を引き下げるべきではないと思います。私も小学校で教員をしておりましたときに、同じ校舎内に放課後児童クラブがありました。そこでその運営についてなども触れる機会が多くございましたが、本当にそこに子どもたちが安全に過ごすということが、どれだけ人の手がかかるかということも身をもって経験してきたところであります。ですので人材不足を規制緩和で解決するというのではなくて、放課後児童支援員の賃金、雇用形態を改善するとか、資格取得の支援をするとか、そういうことで人材を確保すべきだと思っています。

そうした中、参考資料1で12ページに調査が示されていますが、2ポツのところでは放課後児童支援員の人員要件について1名配置を可とするならば、どのような要件が必要かという調査がありますが、これはまさに緩和していきましょ、そうしたら1人にしてもいいようにするには何があればいいですかという質問に私には見えてならないのですが、どうでしょうか。

そして、重ねて申し上げたいのは、この子ども・子育て会議の位置づけについてです。前回の子ども・子育て会議では、放課後児童クラブの参酌基準化について反対するという声が多かったと認識しております。しかし、今回このような方針が示されているということですが、一体、私たちのこの議論はどのような形で届けられ、反映されているのかというふうに思っています。こうした趣旨の発言は、昨年部の会でもあったかと思っています。その点について教えていただければとも思っています。

監査における処遇改善加算などの賃金改善確認について、もう一点述べたいと思いますが、処遇改善などの加算が確実に保育士などに渡っているか確認するため、賃金台帳の写

しなどを徴収している取り組みは、引き続き実施すべきと考えています。全ての保育施設などにおいて確実に賃金改善が実施されるためにも、賃金台帳の写し等の徴収を監査の要件としてはどうかということも申し上げたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、大川委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

数々の改善案、また、それに関する熱い議論を感心して聞いておりました。特に資料1、その他の課題では、食材費以外にもいろいろ改善点があるのはわかりましたけれども、私は病児保育をやっている関係から見ますと、常にそういった改善案から病児保育の関係は常に取り残されているということでございます。

これは地域子供子育て関連13事業の中に病児保育が入っていることにも起因しております。病児保育は御存じのとおりクリニック併設型と保育所併設型がありまして、保育所併設型はこういった改善案の対象になりますけれども、クリニック型は常にその対象からおくれていまして、保育所に対する対策が改善すればするほどクリニック併設型の病児保育の乖離が激しくなっていきますので、どうか私は13事業から病児保育を外していただいて、病児保育ということでアベラントといいますか、異形なのですけれども、地位を確保していただきたいと思っております。それが第1点です。

もう一つは、事故に対する報告の義務化ですけれども、これは私が前回参考資料を出しましたように、軽症例を報告しているような施設では重症例も少ないということがわかってきておりますので、ぜひ報告の奨励ではなくて義務化にもう一步踏み出さないと、認可外保育所での重症例が多くて軽症例が少ないといった、極めて異例な報告数という形はならないのではないかとあって、ぜひ御検討ください。

もう一つは無償化の問題でございますけれども、認可保育園とか幼稚園に通っている子供さんが病児保育を利用するときは、無償化から外れていると理解しております。認可外の場合はある一定の限度で補助金が出るとは思いますけれども、保育所で預からない日にちを、その対策費をどうかして病児保育を預かっている施設に回していただいて、子供さんが通っている園児がどの施設を利用しても常に無料化になるというような制度の構築を図っていただきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、尾木委員、お願いいたします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。

居宅訪問型保育事業の給付方式につきまして検討いただいたことに感謝いたします。今回お示しいただいている案は、他の保育事業と同様の方式、それから、減算率を取り上げるといふふうに解釈してよろしいようでしたら、こういった方式を進めていただくことに

賛同いたします。

ですけれども、今回の件で事業者の方々の意見も聞いておりますが、やはりこれですべてよしというような感じではなくて、利用する子供が週何日利用したとしても、常勤職として保育者を雇用しているわけですので、そういった意味でかなり持ち出しというか、運営上では難しい点があるということになります。ですので今回このようにしていただいたことはよかったと思うのですが、また今後も経営分析等を来年度また予定しておられるというお話でしたが、これまで対象とする件数も非常に少なくて十分な分析ができない状態ではないかと思うのですけれども、実際に保育に当たらない日であるとか、認可事業となってから実際の利用が始まるまでの間も、保育者を確保しておかなければならないという点等も考慮していただいて、検討を進めていただけたらと思います。

それから、放課後児童クラブの件に関して、私も基準検討の委員をさせていただいておりますので、今回の決定は非常に驚きましたし、落胆いたしました。先ほど来、委員の皆様がいろいろ御意見をおっしゃっていることには賛同いたします。また、自治体間の質の格差ということがこれからかなり大きく出てくるだろうということ、それにどう対応するのかということと、柏女委員も触れられましたが、この認定資格研修修了者を登録する上で、不適切な人材がいた場合には資格取り消しをするというような仕組みまでつくっているわけです。そういったことについて今後どういうふうに対応していくのかということにも、ぜひ早急に検討していただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、葛西委員、お願いいたします。

葛西委員 日本助産師会の葛西です。

2点申し上げます。

まず先ほど来から出ております放課後児童支援員の研修についてですが、私も新聞等で拝見いたしまして、やや後退という形になるのかなと見ておりました。これからますます支援員の方が必要になってくるというところで、そのようなことになったのかなと思います。このアンケートの質問と回答の関係につきましても、やや受講が負担であるという件につきということの質問の仕方ですとか、1名配置を可とするのであればということですかを見ますと、回答につきまして参考にはされるのでしょうけれども、これからよりよい制度にするためというふうにアンケートの内容についても考えていっていただきたいと思います。その保護者の方がお子さんを預けるという点で不安が増すのかなという心配をしております。

続きまして資料3ですけれども、事故防止等についてですが、平成28年に教育保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを出していただきまして、非常にありがたく思っております。その中で例えば窒息予防という大きなところがあるのですが、顔が見える仰向けでというくだりもございます。これは乳幼児突然死症候群(SIDS)

が非常に問題になっておりますけれども、最近アメリカの小児科学会の2016年のステートメントでは、横向きも推奨しませんし、温め過ぎもいけないということも書いてございます。SIDSと睡眠管理のリコメンデーション等を出しておりますので、このガイドラインにつきましては定期的なアップデート、必要時のアップデートをしていただいて、適切な知識の普及に努めていただき、また、保護者の皆様にもそれを図ることがいいと思います。特に0歳児につきましては医療関連の知識も役に立つかと思いますが、差し出がましいのですけれども、そういった文献等を見ていただいて事故予防に努めていただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

木村委員 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

認定こども園においては1号から3号までの子供たちが在籍しており、現在、全国に6,000を超える施設が設置されております。先般、平成30年5月に提出された無償化に関する範囲の検討会の報告書においては、認可施設における食材料費の取り扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきであるということが書かれてあります。公平な税の導入がされるよう希望しておりますし、また、生活保護等への配慮なども引き続きお願いをしたいと思っております。さらには利用者を含めて、基礎自治体を通じて丁寧な説明がなされることを期待したいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では中正委員、お願いいたします。

中正委員 一般社団法人日本こども育成協議会の中正でございます。

今回、私のほうから2点ございます。

1点目が別紙で意見書を出させていただいておりますが、認可外保育施設の無償化についてということ。2点目が家庭的保育事業の連携施設についてということでございます。

まず1点目の認可外保育施設の無償化についてですが、前回の子ども・子育て会議でもお願いしましたが、まず詳細は今、決められているというふうには思っておりますが、給付認定を受けないで認可外保育施設だけを選択する保護者に対しても、無償化の対象になることをいま一度お願いしたいということでございます。

その中の2点目です。無償化によって保育施設によって保護者の保育料の差が大きくなることに反対したいということを書かせていただいております。認可外保育施設である企業主導型保育事業が無償化であって、そのほかの認可外保育所が無償化でないということはないようにしていただきたい。無償化をするのであれば認可外保育所の全てを含むようにお願いしたい。無償化をしないのであれば、認可外保育所の利用者に対して保育の差異

が生じないような仕組みをお願いしたいということで書かせていただいております。

なお、資料の裏面には以前、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会におけるヒアリングで提出させていただいた資料をつけさせていただいております。

2点目、家庭的保育事業の連携施設についてですが、前回の会議で埼玉市、また、特別区長会から提案されておりました家庭的保育事業の連携施設について、自治体の認証保育所等や企業主導型保育事業を位置づけることをぜひ進めていただきたいということでございます。家庭的保育事業者だけでなく、保護者や子供たちのために多様な施設の選択肢を広げることは有効だと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

平川委員、お願いいたします。

平川委員 日本医師会常任理事の平川でございます。

前回より幼児教育無償化に伴う食材料費の見直しについては、アレルギー食に対する配慮についてお願いしておりましたけれども、今般、厚労省のもとで保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの見直し研究会というものが始まっておりますので、このガイドラインの見直し結果も踏まえた適切な配慮をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

子ども・子育て支援新制度によって給食提供ができたことや、連携施設が設置できて安心して利用できるようになった家庭的保育事業者は、利用度も安定し、保育施設の運営も保育補助者の処遇がよくなったり、保育環境の整備ができたりと向上してきております。

0～2歳児という低年齢の子供を対象としている家庭的保育事業なので、事故やけがに注意意識を高め、研修や講習にも積極的に参加するようになり、地域型保育として役立つ家庭的保育であるよう、家庭的保育事業者、保育内容、保育環境などの保育の質の向上を常に目指しています。小さい規模というだけで心配な保育というようなイメージをまだまだ持たれることが多く、そのたびに悲しい思いをします。定員3～5名の家庭的保育は、待機児解消につながらないということで、家庭的保育事業を今後ふやさないという自治体があり、やりたくてもできないという声を聞きました。0～2歳児の小さな子供に寄り添える保育の家庭的保育事業の実際を知っていただきたいと思っております。

安全で安心のできる保育であるために1点お願いなのですが、現在、3人定員では補助者雇用費が子供1人当たり1日1時間しかついていないので、雇用できるのは定員が埋まっていることが前提で3時間ということです。2時間分だと1日6時間雇用、3時間分だと1日9時間雇用となり、保育補助者1人を1日雇用できるように、複数保育となるよう

に公定価格を組み直していただくようよろしくお願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

武藤委員、お願いいたします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

意見が2点、質問が1点です。

意見は、まず皆さんが発言されているように、放課後児童健全育成事業の基準を従うべき基準から参酌基準にすることについて、前回も話をしたのですけれども、保育養育水準をしっかりと担保するというのであれば、この基準を少なくとも人数に關しての部分については、従うべき基準ということで明確にしておかないといけないのではないかというのが1点。

資格の問題については多少、やはりどうしてもこの基準から、この基準も割と広目にとっていると思うのですが、少し広目にとりながら、着任後、育成だとか定着策に力を入れるということであれば、資格問題については多少参酌基準にするということはあるのかなと思います。しかし、人数に關してはしっかりと担保ということが最低限必要なのではないかと思います。

2点目は意見ですけれども、処遇改善のことです。これに關して研修要件ということで、現在3府省で調整をして検討するというので、近々早い時期に案を発出することになっているのですけれども、ぜひ配分の方法も含めて、現場がなかなか使いづらいという声も上がっていますので、現場の意見も十分盛り込みながら、どの法人も、どの事業所も処遇改善を十分活用できるようなシステムに改善することも必要なのではないかと思います。これは2点目の意見です。

3点目、これは単なる質問なのですけれども、保育事故の件に關してですが、さまざまな調査をした結果、主な勧告ということで何点か勧告をこの中でやっておりますが、この中に指摘を要請という言葉を使っているのです。この要請という言葉と勧告という言葉が余りにも開きがあるのではないかと現場の感覚から思うのです。行政用語で勧告となると、もう少し強い意味で発出をすることになると思うのですけれども、要請というだけでいいのかなと思ったものですから、これは単なる行政用語の質問となるかもしれません。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、田頭代理人、お願いいたします。

田頭代理人 特定非営利活動法人全国認定こども園協会、王寺委員代理の田頭と申します。

事前に意見書を出させていただいておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。本日は1番のことについて主にお話をさせていただきます。

当協会では、これまでも公平性の観点から、負担軽減の対象範囲の整合性を積極的に検討すべきと主張してまいりました。そのような観点から、負担方法の共通化が図られることについては、一定の理解を示しております。

今後、低所得者の負担減免について検討されることと思いますが、市区町村民税均等割額家庭、所得割合算額が低い家庭においては実費徴収が行われることにより、無償化前より負担が増加することも考えられますので、都道府県、市区町村と連携した保護者に対するきめ細やかな対応をお願いいたします。

また、各施設が決定する保護者負担額が著しく高額になることがないように、対策をお願いするとともに、今回の取り扱いの見直しの経緯と内容を保護者に対して丁寧に説明されることを要請いたします。

なお、0.3兆円の財政的課題や無償化に伴う保育の質の担保をどう捉えていくかということも、検討していかなくてはならないことだと考えております。

以上となります。

無藤会長 ありがとうございます。

では、宮村代理人、お願いいたします。

宮村代理人 NPO法人全国小規模保育協議会理事長、駒崎の代理で参りました。よろしく申し上げます。

2点、意見書を預かってまいりましたので、申し上げます。

1点目が企業主導型保育の有識者会議についてです。有識者会議のメンバーは、学識経験者や社労士、自治体関係者などを想定しているとありますが、現場から声が上がっているにもかかわらず、なぜ企業主導型保育の運営者や親団体が入っていないのでしょうか。前向きに検討いただけたらありがたいです。

2点目が、外国人労働者の大幅流入についてです。現在、出入国管理法改正案が国会で議論されています。5年間で最大34万人の外国人労働者が働くことを政府は想定しています。一部の人々は、家族も帯同できるようになるため保育園、幼稚園等の幼児教育機関は、日本語を話せない子供と保護者たちを丁寧にケアする必要性にすぐ直面しています。実際に私の園でも両親ともに外国人の方で、日本語が全く話せなくて、給食も食べられないものがあるというときには、丁寧なケアをさせていただいています。そういうことがありますので、出入国管理法改正案が国会を通過した場合、来年4月から一部動き始めていきます。よって、こうしたテーマについて一刻も早い保育業界内の議論が必要とされています。ぜひともそうした話し合いの場を政府主導でつくっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、高祖代理人、お願いいたします。

高祖代理人 NPO法人ファザーリング・ジャパン徳倉の代理で高祖です。よろしく申し上げます。

3点あります。

幼児教育無償化での保護者の食材費負担なのですけれども、こちらについては御提案の内容で基本的に異論はありません。低所得者対応策ということで拡充いただいているということなので、その部分を評価したいと思います。さらに皆さんからもありましたが、保育無償化のスタート時に保護者が混乱しないように、そちらの周知徹底を心がけていただきたいと思います。そして、これを機に前回もちょっと申し上げましたけれども、食事やおやつメニューの見える化というところで進めていただいて、保護者の意識、関心も高まると考えております。

多くの園が献立の事前配布あるいは当日のメニュー掲示などを行っていると思いますけれども、まだまだ進んでいない園もあると思いますので、全ての園に広げていただければと思います。

さらに栄養士の体制充実を図ってくださるといっても評価したいと思いますけれども、それによって保護者が食事や食育について学ぶ機会であったりとか、あとは本当に保護者が子供の食に対してすごく不安を持って子育てしているところがありますので、離乳食や幼児食など成長に応じた食の発達、アレルギー対策や誤嚥などについての情報提供または勉強会を開くなどというようなところで、ぜひ拡充していただければなと思っています。

2点目です。保育施設の重大事故対策ということでお話がありました。こちらは本当にぜひ推進を進めていただければと思いますし、保育施設によって安全格差があるところをぜひなくしていただければなと思っています。保育士の人の配置はもちろん基準に基づいていると思いますけれども、働き方がいっぱいばいばいで、そこまで手が回らないということも見られるのではないのでしょうか。見直しをさらに進めていただければと思います。

3点目です。放課後児童支援員について、こちらは本当に皆様がおっしゃっているとおりで柏女先生の御提案のとおりだと思います。今回、突然流れましたので、どういう経緯でそのようなことになったのかというところで御説明いただければと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤代理人、お願いします。

佐藤代理人 経団連の佐藤です。本日は東出委員の代理として一言、申し上げます。

資料1の公定価格の対応の方向性についてでございます。今般、基本分の単価に含む非常勤講師の配置について、実態を踏まえて加算化するといった点は、我々としても実態を踏まえた見直しというところで評価させていただきたいところでございます。

また、現在、議論がなされております食材料費または公定価格全般などの適正化及び効率化におきまして、今後とも継続的な取り組みをお願い致します。

私からは以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、西田代理人、お願いします。

西田代理人 山口県の子ども・子育て応援局長の西田でございます。

村岡知事は本日、公務の都合により出席ができませんので、代理で発言をさせていただきます。

私からは3点申し上げたいと思います。

まず無償化に伴う食材料費の見直しについてです。全国知事会としましては、これまで子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために、幼児教育・保育の無償化の早期実現について要望してきたところです。食材料費の取り扱いの見直しに当たっては、見直しにより利用者の実質的な負担がこれまで以上にふえないよう配慮していただくとともに、利用者が混乱することのないよう、見直し後の内容について丁寧な説明、周知を図っていただきますようお願いいたします。

2点目は、保育士等の処遇改善の推進についてです。保育士の平均賃金につきましては、他職種に比べて依然として低い水準にありますので、来年4月からの1%、月額3,000円相当の賃金引き上げについては、この確実な実施についてよろしくお願いします。

また、本県の保育施設においても保育士の確保ができないために、入園希望者をお断りするといった現状がありますので、保育の量の拡充、質の向上に向けて、保育士等のさらなる処遇改善につつまして引き続き推進していただきますよう、お願いします。

3点目は、放課後児童クラブについてです。今回、放課後児童クラブの職員配置や資格に関する従うべき基準について、地方の意見を受け入れていただき、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう参酌基準化する方向になったことについては、大変感謝しております。内閣府の有識者会議でも議論されていましたが、参酌基準化することは量を優先して質を低下させることではございません。地域の実情に応じて適任者が支援員となれるような基準や合理的で効率的な人員配置ができるような基準を市町村が条例で定めることを認めるものです。

今後は、住民に身近な市町村が保護者のニーズを踏まえながら地域の実情に応じた基準を定め、質の確保も含めて責任を持って事業を実施することになりますが、円滑な実施に向けて都道府県としても市町村としっかり連携しながら対応したいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いします。

私からは以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、高橋代理人、お願いいたします。

高橋代理人 日本保育協会保育問題検討委員会委員長の高橋でございます。

本日は山内委員の代理で出席しております。よろしくお願いいたします。

大きく2点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず第1点目は、無償化に係る食材料費についてでございます。食材料費の取り扱いに

つきましては、1号認定、2号認定、3号認定共通の整理が難しいことは理解しておりますが、これまで2号認定の主食費につきましては、この新制度施行時においても整理がなされてきておりません。食の重要性を勘案すれば、保育そのものでありまして、3号認定の仕組みの変更を行わないのであれば、3号と同様に公定価格として整理して、一旦、公費に取り入れた上で無償化の対象なのか、対象外なのか考えることも必要ではないのかと思っております。

今回の提案は、1号認定、2号認定の整合性がある程度図れると思えますけれども、2号認定と3号認定の整合性がとれないのではないかと考えております。また、仮に食材費として徴収するというのであれば、今回の無償化との関係の説明を利用者など国民に国や自治体はしっかりとした説明をすること。また、徴収の根拠や徴収額の考え方なども含めて、きちんと納得を得るような説明が必要であると思えます。

なお、ここは質問になるのですが、資料1の財制審の14ページの絵ですが、ここに同じような食材料費の説明の絵が描いてあるのですが、財制審の中では一番下に公比として物価調整という項目が入っているのですが、前回の子ども・子育て会議のときに説明があったのであれば、もちろん省略して構わないのですが、この物価調整の意味は何であるのか。また、この物価調整の部分というのは食材料費とリンクしてくるのか。食材料費のところとどうかわってくるのかをお教えいただきたいと思えます。

2点目ですけれども、今回の直接的な議論ではないのですが、改めて公定価格の適正化について意見を申し上げます。これも同じく財制審の資料にあるわけですが、実態調査等に基づき包括方式への移行も検討すべきではないかと考えておりますが、積み上げ方式を否定する根拠となるのか不明確であると思えます。さらに保育の状況につきましては、子供が減少している地域と待機児童のいる地域と並立していること。また、地方自治体の財政状況の違い等を考えますと、全国一律で平均値として捉えて、いわゆる報酬を決めるということについては大変懸念をいたします。具体的にどのような形を包括化と呼ぶのかイメージできませんけれども、全国の状況を勘案しつつ慎重な議論をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

ひと通り委員の皆様から御発言を頂戴しましたので、事務局から御質問もございました。それを含めて回答をお願いしたいと思います。

西川参事官 食材料費が保育料の内訳として含まれているということが、保護者の方々に認識が少ないということで、支払先が変更するという説明だったけれども、現場が混乱するのではないかと御指摘がございました。この点、支払先が変更するというもののほか、各市町村ごとに地方単独事業があったりということもございまして、施設ごとにも徴収の仕方がばらばらです。当月に請求したり、翌月に請求したりということで、

違いがありますので、混乱を減らすために、行政の責任におきまして周知を図らないといけないと考えています。

未収金が発生しないようにということで、どのような政策を講じるのかということがございました。国としては低所得者の副食費を免除して、公定価格の中で引き続きということで公定価格の中で加算をするということです。免除対象をどこまで拡充できるかということで、これは今、内部で調整してございますが、努力したいと考えております。

0.3兆円超のメニューとの関係の御質問がございましたけれど、0.3兆円超の質の向上のためのメニューということで、幾つか宿題になっているものがあります。その中で、きょう御説明させていただいております点も、例えば栄養士の配置を進めるということも、0.3兆円メニューの中に一部入ってございます。また、食材料費等の減免というところにも、0.3兆円超メニューの中の1つということです。

事故の関係の行政評価のお話がございました。今回の総務省の勧告というのは総務省から内閣府、厚労省、文科省に勧告がなされていて、我々が自治体にその勧告に従ってというか、即して要請していく。そういう要請をしてくださいという勧告はなされているということです。

行政評価の事故の関係で、義務化してはどうかということで御提言がございましたけれども、既に幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援新制度の施設は報告が義務化されてございます。それから、児童福祉法の省令も改正されて、認可外保育施設にも義務化がなされたということです。

処遇改善の効果ということがどうなっているのかということです。子ども・子育て会議の公定価格の議論の整理、去年1年間かなり議論いただきまして、1月にまとめていただいた議論の整理というような紙がありますが、処遇改善、実際に本当に一人一人上がっているのかどうか把握が求められているところですので、来年度実施の経営実態調査の中でも分析をしてみたい。

経営実態調査に関連して、各法人の会計基準の違いを踏まえて収支差をどう評価するのかとか、施設整備に対する施設種別ごとの補助制度の違いをどういうふうに考慮していくのかという点も、既に宿題事項ということです。この点は専門的な検討が必要になっていきますので、今、専門家の方々を交えて調査研究をやってございます。次回の経営実態調査までに、子ども・子育て会議の場において専門的な検討の中身について御報告を申し上げたいと思います。

無藤会長 ほかにありますか。どうぞお願いします。

田村子育て支援課長 放課後児童クラブの件でございます。

まずこれまでの議論の経緯といいますか、この場で前回も前々回もお話があったような皆様からの意見ももちろん踏まえた上での総合的な判断ということでございます。あと、自治体の皆様からのヒアリングの場、これが有識者会議の場でもありました。そういった中でのヒアリングの状況も踏まえ、それから、市長会との意見交換会なども踏まえた中で、

どういった形が一番いいのか。もちろん維持、経営ができなくなるような事態が生じているというような問題、一方で質の確保をどういうふうに図っていくかという中で検討した結果としてこういう形になった。もちろん一部緩和みたいなものも形としてはあり得るのかもしれませんが、ただ、それぞれの地域の実情とか自治体の実情によって一律に何かその基準を緩和するような、従うべき基準を緩和するようなこともあり得るのかもしれませんが、そういう一律で基準を緩和というのなかなかお示しするのが難しいということでもございます。そういった意味では国の今までのあるべきというか、こうしていただきたいという基準というものは一切変えずに、参酌化というところでそれぞれの自治体の実情に応じた形で質を確保していただきながら、条例で定めていただくという判断になったところでございます。

市町村が基準を条例で定める場合については、これは児童福祉法の中でその基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならないというふうにされているところでございます。参酌すべき基準というものは国の基準を十分参酌した上で議会において決定することとなるものと存じております。そういった意味ではそれぞれの市町村議会のほうで、そういったことも踏まえながら条例を定めていただくことになると思います。そして、国の立場としてまた具体的にどうということではございませんけれども、今個人的に思っているところでございますが、参酌すべき基準を下回るような条例を定めたところについては、どういった事情でそういう形になったのかとか、そういったことも検証していかなければいけないのかなということも考えているところでございます。

調査の中で参酌が前提ではないかというお話もございましたけれども、これはもちろん参酌も含め、従うべき基準を維持することも含めた上で、両にらみの中でいろいろな角度での質問ということでこういう質問をさせていただいたもので、あくまでも参酌ありきという形ではございませんので、そこは御理解いただきたいと思っております。

今後、質の確保という観点で、国としても参酌した場合にやっていかなければいけないものとして、今までやってきています認定資格研修であるとか、そういったものはこれまでも同様やっていただきたいと思っておりますし、予算事業として補助をしておりますので、それはまたもちろん継続していきたいと思っております。

処遇改善についても、29年度に新たな処遇改善の補助事業を創設し、補助を行っているところでございます。補助申請が少ないということがございますので、周知徹底を図りながらさらに処遇改善を推進していきたいと考えております。

また、自己評価ということで基準がありますけれども、まだまだ5割程度というところもございますので、そういったものをどんどん積極的にやっていただくような形。それから、自己評価だけではなくて外部から目に見える外部評価という形で、利用者の目線に立ったような形で情報も公開していただくとか、いろいろな面でクラブの質の確保というものを求めながら、厚労省としてもこれから推進していきたいと考えているところで

ございます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

長田総務課長 今回の放課後の関係につきまして、私からも少し補足をさせていただければと思います。

この間、地方団体の皆様とは非常に精力的に意見交換を重ねさせてまいりました。共通認識として地方の皆様とも確認をさせていただいたのは、あくまで質の確保あるいは当然、子供の安全確保というのは重要である。そここのところをしっかりと認識として共有しながら、もとより研修も非常に重要であるということの認識も地方団体の皆様から明確にお示しをいただきました。その上で地域の実情に応じて住民に責任を持つ自治体が責任を持って対応するんだという御主張の中で、強い参酌化の御要望に対してお応えをしたということでございます。

そういう意味におきましては、ある意味、国、地方それぞれがこの放課後の質の確保について、今まで以上の責任を負っていくということになるのではないかと考えております。私どもは当然、先ほど子育て支援課長が申し上げましたとおり、現行の基準をいわば切り下げることなく参酌基準として引き続きお示しをさせていただく。当然、我々はそれを必要な基準だと考えてそれをお示しするわけでございますので、それをきちんと後押しするようなことをしっかりやらないといけない。もとより研修についても充実を図っていくし、また、それについてなかなか受講が難しいという声もいただいておりますので、そこについてもしっかり対応していくというのは、国としての責務だと思っております。

また、地方の皆様におかれては、参酌基準と言ってもこれはあくまで国の定める参酌基準を踏まえて、条例を策定していただくということでございますので、国の参酌基準から全く離れた形で条例が制定されるということはありませんし、当然ながら柏女先生からも御指摘がございましたけれども、仮に国の参酌基準と異なる基準というものをお示される場合には、議会の議決を経てきちんと各自治体におかれて、その説明責任を果たしていただくということだろうと思っております。そういったことも含めまして、私どもも地方の今後こういった形で国の基準どおりなのか、あるいは国と異なる地域の御判断の中で条例が制定されるのか、そういったことについてしっかりと把握をして、また、今回の基準の中では3年後見直し検討ということも書かれておりますので、質の確保という観点から、そこについてしっかり見守ってまいりたいと思っております。

無藤会長 ありがとうございます。

柏女委員、どうぞ。

柏女委員 今、説明がありましたけれども、2点、申し上げたいと思います。

1点目は、認定資格研修の回数が少ないとかいうようなことが出ておりますが、まさにそこは規制を緩和して、例えば保育士等々が在学時代に、あるいは幼稚園教諭等が在学し

ているときに受講することによって、24時間ですから4日間でするわけですが、受講することで放課後児童支援員の資格を取れるようにするとか、さまざまな方法をもう少し考えるべきではないかと思えます。いわば参酌化という方向をやる前に、もっともっとすべきことが、できることがあるのではないかと申し上げています。

それから、この調査のことについてお話がありましたけれども、この調査、私は最初の発言でしたのでつらつら見ることはできませんでしたが、調査対象が全国の区市町村であって、かつ、地方分権のところと十分協議をした上で回答してくれという形になっています。そうすると義務化反対となるのはいわば当たり前というか、自分のところはもう絶対にやるので、でも全国の1,700の自治体の中にはどうしてもやれないところがある。そういうところも拘束していいのかなと地方分権担当の人が言えば、では義務化しなくてもいいよねという回答になるのは当たり前みたいなことではないかと思えます。そういう問いの仕方、これは共同で実施したということなので、こういう仕方になったのだらうと思えますけれども、問いの作り方がおかしくて、これが独り歩きしていくのが怖いなという思いを持っています。

もう一つは、研修のあり方については都道府県に聞くべきことであって、これを市町村に聞いているというのは、これも片落ちというか、そんな感じがいたしました。共同で実施したものを厚生労働省子ども家庭局がこの場で報告をして、地方分権関係の方がどなたもいらっしゃらないということは、やはりここで議論をする場ではないということのあかしではないかと思えます。閣議決定の中でも地方分権の場で議論するということを明確に書いてあるわけですので、ここでの議論を吸い上げて向こうに出したというのは間違いではないかと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

よろしいですか。どうぞ。

中川委員 放課後児童支援員の認定資格研修について現在16科目24時間のカリキュラムのもと都道府県で実施をされているわけなのですが、これについても各自治体のカリキュラムや内容について、各自治体の裁量のもとで実施することができるようになるという報道が一部あったと思うのですが、このあたりはどうなっていくのでしょうか。教えていただけたらと思っています。

田村子育て支援課長 国の考え方としては、先ほど言いましたとおり参酌基準であることが、今までどおり認定資格研修というのは都道府県の中でやっていただきたい。同じような内容として、研修内容も16科目24時間やっていただきたいというのは国の考えでございます。ただ、もちろん参酌ということで今これまでずっと話がありましたけれども、その中でどういうふうにするかというのは自治体の判断になるかと思えますので、例えばそれが市の中で改めてそれに類似したような研修を行うということも可能にはなるかと思えます。ただ、国として今回の16科目24時間というものを引き下げるといふか、そういったこ

とは考えてはおりません。

中川委員 ありがとうございます。現在、16科目24時間の認定資格研修、これはある都道府県で受講したら、全国どこの都道府県に行っても放課後児童支援員の認定資格研修を受けたものとして認定をされる仕組みになっていると思うのです。それは国が統一的に16科目24時間というカリキュラムを設定されているから可能なことだと思うのです。ですから、そのあたりも含めてしっかり整合性をとっていくことが今後、求められるのかなと。27年度から29年度までの3年間で約6万5千人の人々が放課後児童支援員の認定資格研修を受講しておりまして、その前提として先ほど申し上げましたように、どこの都道府県で資格を取ったとしても、全国でこれが通用しますよという位置づけのものでやってきた研修でありますので、そのあたりもしっかりと御検討いただけたらと思います。

無藤会長 ありがとうございます。それはよろしいかと思えます。

それでは、ひと通り御議論、御質問にお答えいただいたと思います。ありがとうございました。

資料1で示された公定価格の方向性でございますけれども、本日いただいた御意見などを踏まえ、次回の会議においてさらに引き続き議論をするということにさせていただきたいと思えます。

それでは、第39回「子ども・子育て会議」をここで終了させていただきます。お疲れさまでした。